



平成 24 年 5 月 23 日

各 位

株式会社 I H I
東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
代表取締役社長 齋藤 保
(コード番号 7013)
問合せ先 広報・IR 室長 高柳 俊一
T E L 03-6204-7030

明星電気株式会社
東京都文京区小石川二丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 上澤 信彦
(コード番号 6709)
問合せ先 常務取締役 小谷 雅博
T E L 03-3814-5115

(訂正)「株式会社 I H I 及び明星電気株式会社の業務提携契約締結のお知らせ」の訂正に
関するお知らせ

株式会社 I H I (以下「I H I」といいます。) 及び明星電気株式会社 (以下「明星電気」といいます。) が、平成 24 年 5 月 8 日付で提出した「株式会社 I H I 及び明星電気株式会社の業務提携契約締結のお知らせ」について、未定であった役員候補者が決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【訂正箇所】

訂正箇所は下線にて表示しております。

1. 業務提携の理由

(2) 業務提携の実施に関する意思決定の過程及び業務提携後の経営方針

(訂正前)

前記「(1) 業務提携の実施を決定するに至った背景」に記載した背景を踏まえ、I H I 及び明星電気は平成 23 年 10 月頃より両社の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、I H I グループのセキュリティ事業と明星電気の環境計測事業・防災システム事業においては、直接的なシナジー効果が実現可能と考えられること、さらには I H I の子会社である株式会社 I H I エアロスペースの宇宙関連事業と明星電気の宇宙関連事業においては、宇宙インフラシステムと小型衛星技術に関する協業等直接的なシナジー効果が早期に実現できること、I H I グループの社会基盤事業と明星電気の制御システム事業にも、水門等への制御システムの応用等直接的なシナジー効果が期待できるとの認識で一致しました。また、明星電気は、上記の協業に基づく事業的なシナジー効果の他、I H I グループの広範な販売網を利用できることで、一般企業への販売拡大や海外進出の早期実現など販売面におけるシナジー効果も期待できると考えております。そこで、本公開買付けにより明星電気が I H I の連結子会社となり、強固なパートナーとなることが、両社の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、平成 24 年 5 月 8 日の両社の取締役会決議に基づき、本業務提携契約を締結しており、本公開買付けが成立した場合には、本業務提携契約に基づく明星電気との業務提携を推進

していく予定です。

(訂正後)

前記「(1) 業務提携の実施を決定するに至った背景」に記載した背景を踏まえ、I H I 及び明星電気は平成 23 年 10 月頃より両社の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、I H I グループのセキュリティ事業と明星電気的环境計測事業・防災システム事業においては、直接的なシナジー効果が実現可能と考えられること、さらには I H I の子会社である株式会社 I H I エアロスペースの宇宙関連事業と明星電気の宇宙関連事業においては、宇宙インフラシステムと小型衛星技術に関しての協業等直接的なシナジー効果が早期に実現できること、I H I グループの社会基盤事業と明星電気の制御システム事業にも、水門等への制御システムの応用等直接的なシナジー効果が期待できるとの認識で一致しました。また、明星電気は、上記の協業に基づく事業的なシナジー効果の他、I H I グループの広範な販売網を利用できることで、一般企業への販売拡大や海外進出の早期実現など販売面におけるシナジー効果も期待できると考えております。そこで、本公開買付けにより明星電気が I H I の連結子会社となり、強固なパートナーとなることが、両社の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、平成 24 年 5 月 8 日の両社の取締役会決議に基づき、本業務提携契約を締結しており、本公開買付けが成立した場合には、本業務提携契約に基づく明星電気との業務提携を推進していく予定です。なお、明星電気は、平成 24 年 5 月 23 日開催の取締役会において、(イ)平成 24 年 6 月 27 日に開催予定の本定時株主総会に定款一部変更の件(第 1 種優先株式に関する規定の削除、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更)を付議することを決議し、また、明星電気は、(ロ)明星電気の代表取締役の異動及び役員の変更(I H I が別途指名する取締役候補者 3 名を含む取締役候補者 5 名(I H I が別途指名する石井潔氏(代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者(C E O))、井元泉氏(社外取締役)及び寺島光彦氏(社外取締役)、明星電気が指名する柴田耕志氏及び齋藤隆氏)及び I H I が別途指名する監査役候補者 1 名を含む監査役候補者 3 名(I H I が別途指名する石田俊明氏(社外監査役)、明星電気が指名する岩瀬政博氏(常勤監査役)及び入澤武久氏(社外監査役))を平成 24 年 6 月 27 日に開催予定の本定時株主総会にて選任予定とする内容。)を内定し、明星電気の代表取締役社長である上澤信彦氏は平成 24 年 6 月 27 日付で明星電気の相談役に就任、明星電気の常務取締役である小谷雅博氏、社外取締役である寺竹成史氏及び社外監査役である中村明弘氏は同日付で退任することを予定しております。なお、本異動は、明星電気の本定時株主総会及びその後の明星電気の取締役会において正式決定される予定であり、本公開買付けの成立を停止条件としております。

2. 業務提携の内容

(3) 本業務提携契約の内容

(訂正前)

I H I 及び明星電気は、両社の更なる発展と企業価値の増大という共通の目的を達成するため、I H I による本公開買付けを円滑に実施し、I H I と明星電気間の業務提携関係を推進することを目的として、平成 24 年 5 月 8 日(本(3)において、以下「本締結日」といいます。)付で、大要以下の内容の本業務提携契約を締結いたしました。

ア 本公開買付けへの賛同等

- ①明星電気は、本締結日付で、本公開買付けに賛同する旨の適法かつ有効な取締役会決議(以下「賛同決議」といいます。)を行い、I H I による本公開買付けの実施の公表後、直ちに賛同決議について公表を行う。ただし、本公開買付け価格については意見を留保し、株主に対する応募の推奨を行わない。
- ②明星電気は、I H I が本公開買付けを開始した場合には、買付け等の期間(以下「本公開買付け期間」といいます。)の開始日において、賛同決議の内容と同趣旨の意見表明報告書を、法の定めに従って、関東財務局長に提出する。ただし、本公開買付け期間が終了するまでの間、明星電気が賛同決議を撤回又は変更することを検討する場合には、I H I との間で誠実に協議する。明星電気は、かかる協議を踏まえ誠実に検討した結果、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが明星電気の取締役の善管注意義務違反となる可能性がある合理的に認められる場合に限り、賛同決議を撤回又は変更することができる。

- ③明星電気は、I H I との協議に基づき、平成 24 年 6 月開催予定の明星電気の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に提出する議案を決定する。また、明星電気は、I H I が別途指名する取締役候補者 3 名を含む取締役候補者 5 名を取締役に選任するための議案及び I H I が別途指名する監査役候補者 1 名を含む監査役候補者 3 名を監査役に選任するための議案を、本定時株主総会に提出する。

イ 重要事項の決定

明星電気は、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内でその業務を運営し、かつ運営させる。明星電気は、本締結日から本定時株主総会が開催されるまでの間、法令又は定款上の義務に基づき行うものを除き、I H I の事前の書面による同意がない限り、自ら株式等の募集等明星電気株主の議決権割合又は持株割合を変更するおそれのある行為を行わず、また、自ら又はその子会社をして、組織再編、定款変更、重要な資産の譲渡若しくは処分その他自ら又はその子会社の事業、経営、資産、負債等に重大な影響を与える一定の事項を行い、又は行わせる場合には、事前に I H I と誠実に協議を行う。

<中略>

オ 役員の派遣等

I H I は、明星電気の取締役の総数に、I H I の明星電気に対する議決権保有割合を乗じた数（小数点以下は切り上げるものとする。）の範囲内で、明星電気の取締役候補者を指名することができる。明星電気は、I H I による取締役候補者の指名がなされた場合には、その後最初に開催される株主総会において、当該指名に係る者を取締役に選任するための議案を提出する。

<後略>

(訂正後)

I H I 及び明星電気は、両社の更なる発展と企業価値の増大という共通の目的を達成するため、I H I による本公開買付けを円滑に実施し、I H I と明星電気間の業務提携関係を推進することを目的として、平成 24 年 5 月 8 日（本（3）において、以下「本締結日」といいます。）付で、大要以下の内容の本業務提携契約を締結いたしました。

ア 本公開買付けへの賛同等

- ①明星電気は、本締結日付で、本公開買付けに賛同する旨の適法かつ有効な取締役会決議（以下「賛同決議」といいます。）を行い、I H I による本公開買付けの実施の公表後、直ちに賛同決議について公表を行う。ただし、本公開買付け価格については意見を留保し、株主に対する応募の推奨を行わない。
- ②明星電気は、I H I が本公開買付けを開始した場合には、買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）の開始日において、賛同決議の内容と同趣旨の意見表明報告書を、法の定めに従って、関東財務局長に提出する。ただし、本公開買付け期間が終了するまでの間、明星電気が賛同決議を撤回又は変更することを検討する場合には、I H I との間で誠実に協議する。明星電気は、かかる協議を踏まえ誠実に検討した結果、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが明星電気の取締役の善管注意義務違反となる可能性があるとは合理的に認められる場合に限り、賛同決議を撤回又は変更することができる。
- ③明星電気は、I H I との協議に基づき、平成 24 年 6 月開催予定の明星電気の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に提出する議案を決定する。また、明星電気は、I H I が別途指名する取締役候補者 3 名を含む取締役候補者 5 名を取締役に選任するための議案及び I H I が別途指名する監査役候補者 1 名を含む監査役候補者 3 名を監査役に選任するための議案を、本定時株主総会に提出する。なお、明星電気は、平成 24 年 5 月 23 日開催の取締役会において、(イ) 平成 24 年 6 月 27 日に開催予定の本定時株主総会に定款一部変更の件（第 1 種優先株式に関する規定の削除、明星電気の株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更）を付議することを決議し、また、明星電気は、(ロ) 明星電気の代表取締役の異動及び役員の異動（I H I が別途指名する取締役候補者 3 名を含む取締役候補者 5 名（I H I が別途指名する石井潔氏（代表取締

役社長 兼 最高経営執行責任者（CEO）、井元泉氏（社外取締役）及び寺島光彦氏（社外取締役）、明星電気が指名する柴田耕志氏及び齋藤隆氏）及びIHIが別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名（IHIが別途指名する石田俊明氏（社外監査役）、明星電気が指名する岩瀬政博氏（常勤監査役）及び入澤武久氏（社外監査役））を平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会にて選任予定とする内容。）を内定し、明星電気の代表取締役社長である上澤信彦氏は平成24年6月27日付で明星電気の相談役に就任、明星電気の常務取締役である小谷雅博氏、社外取締役である寺竹成史氏及び社外監査役である中村明弘氏は同日付で退任することを予定している。なお、本異動は、本定時株主総会及びその後の明星電気の取締役会において正式決定される予定であり、本公開買付けの成立を停止条件としている。

イ 重要事項の決定

明星電気は、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内でその業務を運営し、かつ運営させる。明星電気は、本締結日から本定時株主総会が開催されるまでの間、法令又は定款上の義務に基づき行うものを除き、IHIの事前の書面による同意がない限り、自ら株式等の募集等明星電気株主の議決権割合又は持株割合を変更するおそれのある行為を行わず、また、自ら又はその子会社をして、組織再編、定款変更、重要な資産の譲渡若しくは処分その他自ら又はその子会社の事業、経営、資産、負債等に重大な影響を与える一定の事項を行い、又は行わせる場合には、事前にIHIと誠実に協議を行う。なお、明星電気は、平成24年5月23日開催の取締役会において、平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会に定款一部変更の件（第1種優先株式に関する規定の削除、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更）を付議することを決議した。

<中略>

オ 役員の派遣等

IHIは、明星電気の取締役の総数に、IHIの明星電気に対する議決権保有割合を乗じた数（小数点以下は切り上げるものとする。）の範囲内で、明星電気の取締役候補者を指名することができる。なお、明星電気は、平成24年5月23日開催の明星電気の取締役会において、明星電気の代表取締役の異動及び役員の異動（IHIが別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名（IHIが別途指名する石井潔氏（代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者（CEO）、井元泉氏（社外取締役）及び寺島光彦氏（社外取締役）、明星電気が指名する柴田耕志氏及び齋藤隆氏）及びIHIが別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名（IHIが別途指名する石田俊明氏（社外監査役）、明星電気が指名する岩瀬政博氏（常勤監査役）及び入澤武久氏（社外監査役））を平成24年6月27日に開催予定の本定時株主総会にて選任予定とする内容。）を内定し、明星電気の代表取締役社長である上澤信彦氏は平成24年6月27日付で明星電気の相談役に就任、明星電気の常務取締役である小谷雅博氏、社外取締役である寺竹成史氏及び社外監査役である中村明弘氏は同日付で退任する予定ことを予定している。なお、本異動は、本定時株主総会及びその後の明星電気の取締役会において正式決定される予定であり、本公開買付けの成立を停止条件としている。

<後略>

以上